

## ◆身体障害者手帳サービスの紹介

行政手続の中で、障害のある人には法律に基づいて「手帳」が交付されています。今回は、交付を受けている人が受けられる主な福祉サービスのあらましについて紹介します。問合せ先については福祉事務所や区役所・支所なども多いですが、個別にいろいろ違いがあります。興味をもたれたサービスについては、最後にホームページを載せておきますのでそこから詳しい情報を得てください。

### (1)医療の給付

制度	内容	対象者
更生医療の給付	身体障害者手帳に記載されている機能障害に対して医療を加えることによって、その障害を除去又は軽減し、日常生活や職業生活に適応するように改善する医療の給付があります。	身体障害者(18歳以上)
育成医療の給付	生まれつき、あるいは病気、事故などのため、身体に障害のある乳幼児、児童に対し、生活力を得るために、指定機関で医療を受ける場合、医療に要する費用の一部公費負担があります。	身体障害児(18歳未満)
重度心身障害者医療費福祉制度	医療保険の加入者で保険による医療を受けた場合医療費の自己負担分の助成を受けられます。(所得制限あり)	身体障害者 1～2級, 3級の一部
心身障害児・者に対する歯科医療	保険による本人負担の医療費を補助する制度があります。(京都歯科サービスセンター Tel 812-8493)	一般歯科医院では治療困難な心身障害児
在宅要介護者歯科保険事業	歯科検診を希望される方に、年1回歯科医師が訪問して健診や歯科保健指導等を行います。	18歳以上の在宅要介護者

### (2)年金・手当・扶養共済制度

制度	内容
障害基礎年金(国民年金)	国民年金や厚生年金などに加入している人が病気やけがなどで、国で定めている範囲の障害と認定されたときは、障害基礎年金が受けられます。また20歳前後の障害でも認定されれば、20歳から年金が受けられます。
特別障害者手当 月額 26,440 円	日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給されます。(所得制限あり)
障害児福祉手当 月額 14,380 円	日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害児に支給されます。(所得制限あり)
外国籍市民重度障害者特別給付金	①京都市在住の外国籍市民若しくは外国籍であった者②身体障害者手帳1～2級など、6つの項目に該当する人に支給されます。(所得制限あり)
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級、(4級の一部を含む)の20歳未満の児童を扶養する方に支給されます。(所得制限あり)

児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童又は父に重度の障害がある児童を養育する母又は養育者に支給されます(所得制限あり)
心身障害者扶養共済	心身障害児(者)の保護者を加入者とし、一定の掛け金を納めれば、加入者が死亡又は重度の身体障害になった場合、心身障害児(者)に終身給付金を支給する制度です。
生活福祉資金の貸与	身体障害者世帯の経済的自立や、福祉・社会参加の促進を目的に、必要に応じて資金の貸与を行います。例:就職支度費、住宅改築費、自動車購入費

### (3) 在宅福祉サービス

制度	内容
介護者等の派遣	介護保険と共通するサービスについては介護保険から給付を受けることが基本となります。介護者の派遣を希望する場合はあらかじめ区役所に問合せが必要。例:身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護など
短期入所	介護をしている人が、病気などで一時的に介護できない時に、施設に短期間入所できる制度です。(原則1割負担)
日中一時支援	保護者の疾病等のため一時的に介護ができない時に、在宅の心身に障害のある人等が施設を一時的に利用できます。(原則1割負担)
心身障害者通所援護事業	雇用されることが困難な障害のある方が、地域活動支援センター又は小規模通所授産施設に通所して自立に必要な指導訓練を受けることができます。
児童通園事業	心身に障害のある児童が保護者とともに通園し、保護者も含めて療育及び相談等を行います。(原則1割負担)
通所サービス	在宅の障害のある方が通所することにより、就労に必要な訓練を行う就労移行支援、就労継続支援、入浴や食事の提供などを行う生活介護等、様々な日中活動支援を利用することができます。(原則1割負担)
訪問入浴サービス	重度身体障害者を対象に、浴槽を搭載した入浴車で家庭を訪問し、入浴介助することで、自宅に入浴サービスを提供します。(原則1割負担)
重症心身障害児(者)通園事業	重度の障害児(者)が家庭と異なる場所で、日常生活の訓練等を受け、療育の促進と健全な育成を図ります。
京都市障害のある中高生のタイムケア事業	障害のある中高生に対し、放課後及び長期休業中における余暇活動の場や交流体験を広げる機会を提供し、その健全な育成を図ると共に、障害児及びその家族の地域生活を支援します。(利用料がかかります)※利用制限あり
障害のある児童のサマーステイ事業	夏季休業中に、昼間留守家庭の障害のある小5,6年生を市内20箇所の児童館で受け入れ、活動場所の確保をしています。(利用料がかかります)※利用制限あり
補装具費の支給	身体障害者(児)の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために補装具費の支給があります。(介護保険と共通する品目については介護保険給付が基本となります) 例:義手、義足、装具、座位保持椅子、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置 (児童のみ)座位保持椅子、起立保持具、頭部保持部、排便補助具
日常生活用具の給付・貸与	重度の障害児・者が家庭生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするため日常生活用具の給付や貸与があります。(所得制限あり) 例:特殊マット、特殊寝台、体位変換器、訓練椅子、特殊便器

	(ex.ウォッシュレット) など
障害者情報バリアフリー化支援	重度の障害のある方が、パソコンなどの情報機器を使うときに必要となる周辺機器やソフトウェアを購入する費用の一部助成があります。(※パソコン本体は対象外)
いきいきハウジングリフォーム	重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また介護する方の負担を軽くするために住宅の改造や移動設備設置を行う場合、専門チームが相談に応じると共に、費用の一部補助があります。

#### (4) 公共料金などの減免など

制度	内容
所得税・住民税などの控除	所得税, 住民税, 相続税, 預貯金等の利子所得税, などの控除が受けられます。
自動車税, 取得税などの減免	もっぱら障害者のために使用される自家用車で軽自動車を含め, 障害者一人につき1台の減免が受けられます。
市バス・地下鉄等の無料・割引	(※タクシー券との選択制) 市バス, 地下鉄, 岩倉・大原地域(京都バス), 山科・醍醐地域(京阪バス・醍醐コミュニティーバス)を運行する京都市内線
重度障害者タクシー料金助成事業	(※福祉乗車証との選択制) 1回の乗車につき小型基本料金金額相当額の助成, 1月当り4枚
運賃割引及びその他の減免	JR 鉄道・バス・京阪・阪急・京福・近鉄・航空会社の国内定期路線・フェリー・などの運賃が割引されます。
タクシー料金割引	タクシー料金が割引されます。(1割引)
有料道路の通行料金の割引	障害者本人が運転又は重度の障害者が乗車し, その移動のために介護者が運転する乗用車等では, 通行料金が割引されます。(5割引)
NHK 放送受信料の減免	身体障害者手帳の交付を受けている世帯で, 生活保護世帯又はそれに準ずる世帯では受信料が免除されます。
その他	郵便物等の減額, 携帯電話通話料等の割引, 福祉定期預貯金制度(金利が上乘せされます), NTT104の無料扱い, など

#### (5) その他

身体障害者自動車運転免許取得費の助成 身体障害者用自動車改造費の助成 生活福祉基金の貸与 駐車禁止等除外指定車標章の交付 図書の在宅貸出 京都市障害者スポーツセンターの利用 公営施設の入場料の減免 結婚相談事業 法律相談事業 住宅改造相談事業 住宅優先入居制度(車椅子専用住宅・京都市総合住宅資金融資制度・その他)

#### ☆リンク

京都市障害福祉施策情報(保健福祉局福祉部障害企画課・障害保健福祉課)

## 京都市障害福祉施策情報

[http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/syogaifukushi/jouhou/jouhou\\_03.html](http://www.city.kyoto.jp/hokenfukushi/syogaifukushi/jouhou/jouhou_03.html)

☆資料:福祉事務所にて、「障害保健福祉のしおり」がもらえます。詳しくはそちらをご覧ください。